

	対象者		算定 単位	区分	費用(円)					
	要支援 1・2	要介護 1~5			同一建物 以外			同一建物 内		
					1割	2割	3割	1割	2割	3割
介護サービス費	○	○	1月	支1	3438	6876	10314	3098	6196	9294
				支2	6948	13896	20844	6260	12520	18780
				介1	10423	20846	31269	9391	18782	28173
				介2	15318	30636	45954	13802	27604	41406
				介3	22283	44566	66849	20076	40152	60228
				介4	24593	49186	73779	22158	44316	66474
				介5	27117	54234	81351	24433	48866	73299
短期利用 介護サービス費	○	○	1日	支1	423	846	1269	登録定員に空きがあり、介護支援専門員が緊急に利用することについて必要であると認められた方は、開始日より7日間(家族等の事情によりやむを得ない場合は14日間)を限度とします。		
				支2	529	1058	1587			
				介1	570	1140	1710			
				介2	638	1276	1914			
				介3	707	1414	2121			
				介4	774	1548	2322			
				介5	840	1680	2520			
看護配置加算	○	○	1月	I	900	1800	2700	看護職員の配置状況により、いずれかを算定します。		
				II	700	1400	2100			
				III	480	960	1440			
サービス提供 制強化費	○	○	1月	I	750	1500	2250	職員の配置状況・所有資格・勤続年数等により、いずれかを算定します。		
				II	640	1280	1920			
				III	350	700	1050			
サービス提供 体制強化費 ※短期利用	○	○	1日	I	25	50	75	職員の配置状況・所有資格・勤続年数等により、いずれかを算定します。		
				II	21	42	63			
				III	12	24	36			
若年性認知症 利用者受入費	○	○	1月		450	900	1350	65歳未満の方に対して個別担当者を配置します。		
初期加算	○	○	1日		30	60	90			
看取り連携体制加算	○	○	1日		64	128	192	お亡くなりになられた日から起算し、30日を上限として当事業所にてサービスを提供した日数に応じて算定します。よって、当該費用については月選んで請求が発生する場合があります。		
総合マネジメント 体制強化加算	○	○	1月		1000	2000	3000	厚生労働省が定める地域との連携・取り組みを実施した場合に算定します。		
訪問体制強化加算	○	○	1月		1000	2000	3000	厚生労働大臣が定める訪問回数を上回った場合に算定します(実施総数)。		
生活機能向上連携費	○	○	1月	I	100	200	300	訪問リハビリ、通所リハビリ、医療機関の理学・作業・言語聴覚療法士、医師と介護支援専門員が身体状況を評価した場合に算定します。 【I】助言を受けて評価 【II】居室を訪問して評価		
				II	200	400	600			
認知症行動・心理 症状緊急対応費	○	○	1日		200	400	600	認知機能の障害があり、医師が利用が必要と判断された方は、短期利用開始日から、7日を限度として算定します。		
認知症加算	○	○	1月	I	800	1600	2400	認知症の程度に応じて算定します。		
				II	500	1000	1500			
口腔・栄養 スクリーニング費	○	○	1回		20	40	60	口腔・栄養状態を確認し、ケアマネジメント行った場合に6月に1回を限度として算定します。		
科学的介護推進体制費	○	○	1月		40	80	120	厚生労働省が求める情報提供を行った場合に算定します。		
介護職員 処遇改善加算	○	○	1月	I	所定 単位	$\times 102 / 1000$		厚生労働省の基準に基づいて算定します。		
				II		$\times 74 / 1000$				
				III		$\times 41 / 1000$				
				IV		$\times 90 / 100$				
				V		$\times 80 / 100$				
介護職員等 特定処遇改善加算	○	○	1月	I	所定 単位	$\times 15 / 1000$		厚生労働省の基準に基づいて算定します。		
				II		$\times 12 / 1000$				
新型コロナウイルス 感染症対応への特例 評価	○	○			基本報酬 $\times 0.1\%$		新型コロナウイルス感染症に対する特例として、厚生労働省の通達により、令和3年4月から9月末まで算定します。			

宿泊	1泊	1500円
食費	各	朝：300円 昼：600円 夕：500円